

平成 23 年 5 月 10 日

体育施設等 管理者 各位  
都道府県バスケットボール協会 御中  
各バスケットボール連盟・団体 御中

財団法人日本バスケットボール協会  
施設用具部

## 器具・施設等の補修・メンテナンスについて

＜安全第一＞ 徹底した器具・施設等の補修・メンテナンスを行ってください！

### ●バスケット装置のメンテナンスについて

平成 21 年、バスケット装置による大きな事故が発生しました。誠に残念なことです。  
この惨事を真摯に受け止め、二度とこうした出来事を招かないために、バスケットボールを行う施設では常に何より安全第一を考えることを教訓として、徹底したバスケット装置等の補修・メンテナンスを行って下さい。

#### 《保守点検》

区 分	設置後 2 年目から 8 年目まで	設置 9 年以降
移動式バスケット装置	1 年に 1 回	1 年に 1 回
吊下式バスケット装置	2 年に 1 回	
壁面式バスケット装置		

#### ＜解説＞

##### 1. はじめに

日本バスケットボール協会（JBA）では、国際バスケットボール連盟（FIBA）によって定められた国際競技規則（Official Basketball Rules）に基づき、JBA がバスケットボール競技に使用する器具・設備について「バスケットボール器具・施設規格」を規定しています。又、その中の「メンテナンス基準」において日常点検、定期点検、保守点検としてメンテナンスの内容を区分しています。それぞれの目的に従ってメンテナンスを行って下さい。

##### 2. 点検の種類と項目について

###### 日常点検

日常点検は実際の使用者や管理者が常日頃より行う点検で始業点検にあたるものです。

###### 定期点検

定期点検は使用者や管理者が定めた時期によって行うものです。また、綿密な点検を行うばかりでなく、

その点検結果を記録にとどめ(「安全点検表」)器具や施設の履歴をファイル化し、保守点検を行う際の資料として活用できるものとする必要があります。

### 保守点検

保守点検は設置後 2 年を経過した器具・設備に対して行うもので、専門の保守業者による定期的な点検です。保守業者の専門的な技術や知識に基づき、専用の器具、設備等を、必要に応じて足場などを用いてながら細密な点検が行われます。こうした保守点検は使用頻度を考慮し、移動式バスケット装置にあっては少なくとも毎年、吊下式バスケット装置と壁面式バスケット装置は使用から 8 年目までは少なくとも 2 年おきに行い、それ以降は 1 年ごとに随時必ず行って下さい。

区 分	設置後 2 年目から 8 年目まで	設置 9 年以降
移動式バスケット装置	1 年に 1 回	1 年に 1 回
吊下式バスケット装置	2 年に 1 回	
壁面式バスケット装置		

保守点検の際には、当該装置が現行の基準と合致しているかどうかの検定内容とその状況確認が行われ、その日が検定状況確認日となります。この内容が競技会等の公式競技を行う会場選択の判断の重要な一つとなります。

各器具・装置には、製造会社名・連絡先が明示されています。上記の内容やその詳細は、別紙の財団法人日本バスケットボール協会 検定工場会社 (以下、検定会社) にお問い合わせ下さい。

- 1) 吊下式バスケット装置などの体育館の天井部分等の高所に取り付けられているもの、とりわけ、ワイヤロープやそれを介するための滑車や滑車受具は点検が不可欠です。足場などのコストの負担は軽いのとはいえませんが、必要に応じた措置を講じて、本来の意図を達成しない不十分な点検とならないようにご配慮ください。
- 2) 設置環境によって異なりますが、各々のバスケット装置のワイヤロープ、滑車は使用時間 2,800 時間又は 2 年ごとに交換等の措置を行って下さい。また、それぞれの駆動装置の電装部品に関しては使用頻度もしくは本体装置の標準耐用年数にかかわらず、著しい劣化や使用限度に達していると思われるもの及び当該部品の示す耐用年数等を越えたものにあつては適宜交換等の措置を行って下さい。

区 分	ワイヤロープ、 滑車の交換時期	駆動装置等における 電装部品の交換時期
移動式バスケット装置	2,800 時間 又は 2 年を 超えたもの	適 宜
吊下式バスケット装置		
壁面式バスケット装置		

### ※点検後の対応について

点検により、改修の必要性が発見された場合、及び、耐震改修などの際には、検定会社の指摘に従って補修或いは入れ替えを行って下さい。施設の管理者の方は検定会社とともに検定状況をよく精査し、現行の規格に準拠するように検定会社とよく相談して施設の整備にあたってください。特に、バックボードの規格は大幅に改訂されていますので、確認してください。なお、補修を行う場合には、それぞれの器具・施設に合った既設の施設を活かす純正部品を使用して下さい。

### 3. おわりに

点検や補修・交換の時期については、使用頻度や環境によって大きく異なる可能性があります。従いまして、上記の内容や点検のサイクルはあくまでも一般的な事例にもとづくものでありますので、その点については深いご理解とご協力をお願いいたします。

以上のとおり、バスケット装置による災害はなんとしても予防しなければなりません。予算の関係、或いは時間の関係などでメンテナンスを怠りますと、取り返しのつかない事故につながります。こうしたことは、被害者を生じさせるばかりでなく、体育施設の運営者やそれを管理する方々、学校の体育館では管理者や指導する先生方等の皆様に、深刻なダメージや損害を与えることになりかねません。

事故を未然に防ぐ為に、上記事項を必ず遵守して下さい。

以上